

令和8年度教員の勤務実態把握・分析事業委託業務基本仕様書

1 事業名

令和8年度教員の勤務実態把握・分析事業

2 事業の目的

愛知県では、2021年度から、教育職員の時間外在校等時間の上限時間を1か月45時間、1年間360時間とした。また、2026年2月には「愛知県公立教員働き方改革ロードマップ アップデート版」を作成し、1か月の時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標に加えたところである。この目標の達成のためには、学校現場の実態や課題を踏まえ、業務の見直しや効率化を一層推進するなど、これまで以上に実効性のある業務改善を図る必要がある。そこで、業務改善実践モデル県内公立学校（名古屋市を除く）を2～20校程度指定し、各教員の勤務実態の分析や、業務改善を進めるための取組、労務管理の改善策の提案を、民間事業者に委託し、取組の成果を県内全公立学校（名古屋市を除く）で共有することで、全ての教員が時間外在校等時間の上限を遵守できる労務体制を構築し、学校における働き方改革の推進を図る。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

県内公立学校（名古屋市を除く）及び県施設（オンラインでの実施を含む）

5 事業内容

受託者は、主に下記に掲げる働き方改革に関する業務を行い、本県教職員の業務改善に対する支援を促進すること。

なお、業務履行に当たっては委託者と十分に調整するとともに、業務改善に関する具体的な提案については、現在の本県の学校体制の中で実現可能なものとする。

その他、大規模な予算を伴うような業務改善に関する具体的な提案については、下記(4)にも記載するように県教育委員会事務局に対する提言としてまとめること。

(1) 教員の勤務実態調査

ア 各教員の勤務実態について、当該学校固有の業務の在り方や勤務状況の特徴等を把握し、業務改善の検討に必要な課題を整理するための調査を実施すること。

なお、一般的な実態把握にとどまらない内容とすること。

イ 調査の実施に当たっては、教職員の負担が最小限となるよう配慮するとともに、既存データやICTの活用等により、学校現場に新たな負担を生じさせない方法を採用すること。

ウ 調査の方法及び実施時期については、本事業における業務改善の提案内容と関連付け、在校等時間等の変容を把握できるよう適切に設定すること。

(2) 業務改善支援の実施

ア 業務内容の分析を通して抽出された課題等の改善に向け、民間事業者としての専門的知見や発想を生かした**複数の主要テーマ及び必要なプロセス等**を整理・提示すること。複数の主要テーマについては、委託者と協議のうえ最終決定するものとし、各学校が自校の実情に応じて取り組むテーマを選択できるようにすること。

イ 業務改善の実施に当たっては、受託者が継続的に学校現場に関与し、教職員との対話や意見交換を通じて、改善内容の実現に向けて並走しながら指導・助言を行うこと。

そのため、必要に応じて複数回学校を訪問するなど、実効性のある支援を行うこと。ただし、教職員の過度な負担とならないよう配慮すること。

ウ 業務改善の進捗状況や課題等について、適宜、委託者へ報告するとともに、打合せの機会を設け、取組状況の共有及び改善内容の調整を行うこと。

(3) 人材の育成

ア 管理職への指導・助言

- ・上記(2)による取組の実施にあたって、管理職として必要な内容とすること。
- ・本県の学校における働き方改革の実態を踏まえた内容とすること。
- ・必要に応じてオンラインを活用するなど、参加者の負担軽減を図ること。

イ 業務改善担当者への指導・助言

- ・上記(2)による取組の実施にあたって、業務改善担当者として必要な内容とすること。
- ・本県の学校における働き方改革の実態を踏まえた内容とすること。
- ・必要に応じてオンラインを活用するなど、参加者の負担軽減を図ること。

(4) 県内全公立学校（名古屋市を除く）における働き方改革の推進に向けた提案

受託者は、県内全公立学校（名古屋市を除く）において実践可能な手法を検討し、提案すること。

内容は委託者と調整のうえ、業務改善を進める際の参考となる資料としてまとめること。資料は電子データで提出すること。

資料の所有権、著作権、利用権は委託者に帰属するものとし、本事業により得られた情報等については、委託者に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。

(5) 事業運営に係る委託者との協議

受託者は、委託者との打合せを適宜行い、スムーズな事業運営に努めること。具体的な事業の進め方は、委託者と受託者の協議により決定すること。協議に際しては、受託者が記録を作成し、双方で確認する。

6 人員体制

責任者等の配置

受託者は、統括責任者を1名、副担当者を1名以上配置すること。統括責任者は委託者との連絡調整及び本事業全体の統括を行い、委託者からの連絡調整者等に対して統括責任者又は副担当者は迅速に対応すること。

7 成果物

上記5(4)により作成する県内全公立学校（名古屋市を除く）への配付が可能な資料